

12 日本農業経営学会学会誌賞選考委員会細則

第1条 この細則は、日本農業経営学会賞表彰規程第5条に基づき、学会誌賞選考委員会（以下、選考委員会）の構成並びに学会誌賞の受賞者の選定について必要な事項を定める。

第2条 会長は選考委員会委員（以下、選考委員）として常任編集委員並びに必要なに応じて編集委員若干名を委嘱する。選考委員会委員長（以下、選考委員長）は編集委員長がこれに当たる。ただし、候補論文の執筆者は選考委員から除外する。

第3条 選考委員の任期は編集委員の任期に従う。

第4条 選考委員長は総会の前までに選考の結果を、その理由を付して、会長に報告しなければならない。当該報告が口頭によるものである場合は、後日速やかに文書で報告を提出しなければならない。

第5条 会長は選考委員長の報告を理事会にはかり、過半数の賛成を得たものを受賞者として決定する。

第6条 学会誌賞の対象となる業績は、表彰の行う年度の前年度の「農業経営研究」第1号から第4号までに掲載された「研究論文」と「シンポジウム論文」とする。

第7条 本細則の改廃は、日本農業経営学会学会誌賞選考委員会で決定し、理事会で承認を得た上で総会に報告するものとする。

1. 本細則は平成14年10月11日から施行する。
2. 細則の一部を平成17年07月16日から改正する。
3. 細則の一部を平成25年09月21日から改正する。